

第63回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

平成26年12月18日(木曜日)

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	石黒 永剛
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	加 藤 逸 生
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	横 山 芳 己	商工観光課長	高 見 寛 治
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	中 石 嘉 勝	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	船 曳 寛
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（石黒永剛君） おはようございます。
昨日に引き続き、早朝よりおそろいいただき誠に御苦労さまでございます。
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（石黒永剛君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。
通告に基づき順次議長より指名いたします。
まず初めに6番、石堂 基君の発言を許します。はい、石堂 基君。

〔6番 石堂 基君 登壇〕

6番（石堂 基君） おはようございます。6番議席、石堂です。
私は今回、地方創生関連、それから、佐用町の森林活用化計画の2点について一般質問をさせていただきます。
まず、この場からの質問としまして、地方創生に対する取り組み方針について質問を行います。
本年5月に日本創生会議が発表した内容は、市町消滅の誤解を招く懸念もありましたが、少子化対策を中心とした人口問題に大きな刺激を与える結果となりました。その後、国においても地方創生担当が設置され、地方自治体における、地域活性化や人口減少対策に積極的な姿勢が示されてきました。
こうした状況下、地方創生担当相は本年度中における補正予算まで言及し、新たな交付金の創設などに大きな期待がもたれています。
そこで、次の項目について伺います。
関連法案の成立を全ては見えていませんが、新たに創設される交付金に対する事業イメージはありますか。
二つ目、町において、戦略的に早く取り組んでいる所には、それにふさわしい対応姿勢が示されているが、これに応える早期の検討が必要ではないか。
以上、2点であります。
ここで、お断りなりお願いをしますが、既に町長のほうをご確認済みだと思いますが、昨日行われました金谷議員の一般質問、これの関連で、ほぼ全てこの内容を網羅している部分もありますので、そのあたりにご回答されている内容については、既に確認をいたしますので、そのあたりも含んで効率的な答弁、一般質問のほうの進行に協力していただけますよう、よろしく申し上げます。
以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁お願いします。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） おはようございます。今日も非常に朝冷え込みまして、大雪にはなりませんでしたが、真っ白な雪景色になりました。寒い中であります。交通事故も昨日報告しましたように発生もしております。本当に皆さん方、お気をつけいただきたいと思っております。

それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

地方創生に関する取り組み方針について、先ほど、石堂議員からもお話しのように、昨日の金谷議員のご質問も同じような内容になりますけれども、非常に重要な課題でございます。十分にいろいろとご質問をいただき、私もできる限りの答弁をさせていただきたいと思っております。

まず1点目の関連法案の成立を見ていないが、新たに創設される交付金に対する事業イメージはあるのかとのご質問でございますが、現在、交付金に関する具体的事業メニューが示されておりませんが、国が考えている地方創生総合戦略の目的は、人口減少に歯止めをかけること、特に地方の人口減少を食い止めること。そのために都市への人口の集中、日本、国全体のレベルで言えば、東京一極集中を是正をし、地方がそれぞれ特色を生かして潤いのある豊かな生活と安心して営める地域社会を構築をしていくことだと考えております。

佐用町においても、地域社会を担う多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することで、佐用町からの人口の流出を防ぎ、また、佐用町への人の流れをつくるということ。

また、地域資源を生かして新たな産業、農林業、商業など新たな産業を起し、産業基盤の強化により新たな雇用をつくり生きがいを持って働けるようにすること、若い世代の結婚・出産・子育てなどの支援をすることなどにより出生率の改善を図り、人口減少に歯止めをかけるというようなことが目指すべき事業イメージではないかというふうに考えております。

昨日の金谷議員のご質問でもお答えいたしました。これらの目的を持ったいろいろな事業につきましては、既に佐用町でも取り組んできた施策でありまして、その施策を改めて、まち・ひと・しごとの分野に区分して特色を持った施策として構築していくことでありまして、これまでの取り組みを基盤にしながら、健康福祉、情報、商業、農林業などの垣根を越えて、定住対策に結びつくような事業イメージをつくり上げていきたいというふうに考えております。

2点目の市町において、戦略的に早く取り組んでいるところには、それにふさわしい対応姿勢が示されているが、これに定める早期の検討が必要ではないかとのご質問でございますが、これにつきましては、国の長期ビジョン及び総合戦略の策定状況を注視し、十分研究しながら、庁内体制づくりを行い、その上で戦略計画の策定を実施したいと考えております。

また、国がまち・ひと・しごと創生法に関する相談窓口として設置する予定であります地方創生コンシェルジュ制度などの窓口を活用したいというふうにも考えております。

地方創生コンシェルジュ制度は、総合戦略計画の策定にあたり、国が支援を希望する市町村を公募し、関係府省庁の職員を相談の窓口として位置づけ、より専門的な知識の提供を行うなど国が積極的に支援を行う制度だというふうに聞いております。

今日の神戸新聞の記事にも出ておりましたけれども、国といたしましても、この地方創生法に基づいて、今年度に補正予算を計上して、できるところから早期に進めていくとい

うような方針も打ち出されております。まだ、全く国からも県からも、そういう情報、方針は具体的には示されておきませんが、それを受けて佐用町としてもできる限りの知恵を絞っていききたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、石堂君。

6 番（石堂 基君） 再質問という形で話のほうを進めさせていただきますが、本当に昨日の金谷議員の質問の中で、まあまあ確認をしておきたい部分など多く語られているので、その分は省いて再質問させていただきます。

昨日の答弁の中にありました 11 月 10 日でしたかに説明会が行われたということでの回答があったと思うんですが、若干その答弁の中で、その内容について細かな部分が聞き取れてなかったのもので、まず、その 11 月 10 日現在の説明会において、ある程度示された県なりの説明内容というのを少し簡略的に説明、答弁いただいたらと思うのでお願いします。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） その分の説明会では、まち・ひと・しごと創生法の概要について説明されております。

その中で概要としましては、まず目的。目的というのは、人口の減少に歯止めをかけるために、先ほど町長が申されましたように、東京圏への人口の過度の集中を是正することによって、そういうようなことを目的に住みよい環境を確保して、日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することによって、まち・ひと・しごと創生を一体的に推進すると言われております。

「まち」というのは、夢や希望を持ち、豊かな生活を安心して営める地域社会を形成するということ。

それから、「ひと」というのは、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保をするということ。

それから、「しごと」というのは、地域における魅力ある多様な就業の機会を創出するということだということにされております。

それから、また、基本理念というのを示されまして、個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるような環境を整備しましょうということ。

また、日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通して、将来における提供を確保しましょうということですね。

それから、結婚・出産というものについて、個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、この結婚とか出産とか育児について希望を持てる社会環境を整備しましょうということ。

それから、仕事と生活の調和を図れるような環境を整備するということ。

それから、地域の特性を生かした魅力ある就業の機会を創出するということ。

それから、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的行政運営の確保を図る

ということ。

それから、国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めるという理念が示されています。

そのために国では、まち・ひと・しごと創生本部を創設するというので、これがこの中で総合戦略を策定されまして、それぞれこれに基づいて、県、それから市町村が総合戦略をつくることを努力義務として挙げられているということでございます。

このようなことが概要として説明をされたわけでございます。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、石堂君。

6 番（石堂 基君） ということは、先ほど町長の答弁の中にありました、今日の新聞報道による 14 年度中、本年度中の国の補正予算、これ 10 月でしたか 11 月でしたか石破大臣が、できれば年度中にでも積極的な姿勢を示すところがあれば、それを予算補正してでも対応したいという意向に沿ったものかなと思うんですけども、11 月の説明会なり現段階での新聞報道では、具体的な予算の執行内容というんですか、特には示されていないということで理解してよろしいですか。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 久保課長。

企画防災課長（久保正彦君） その交付金とかのイメージについては、説明はされておられません。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、石堂君。

6 番（石堂 基君） ということは、今後言っても 26 年度、この短い期間の中で予算規模が、先ほどちょっと、矢内議員からも教えていただいたんですけども、一応、新聞発表にあるのでは、相当額 2,000 億程度の補正内容を国のほうで予定をされているということで、まあまあ全国の自治体の中で希望があるとこということになっても、じゃあすぐに事業に組みかえて申請をしてという、その前段として、その戦略計画というのが必要になってくるんで、まず、この計画づくりに必要な部分かなとは思いますが、国でそれだけの予算手立てが講じられようとしているので、できれば早くこういうふうな計画づくりなりに入っていくというのが、今、市町のほうで取り組む姿勢の、まず第 1 番かなと。

で、その中で、先ほど、答弁にもありました地域創生のコンシェルジュですか、ちょっと、この片仮名があまり得意じゃないんで、もう少し、この地域創生コンシェルジュについて、いかにこの佐用町で、そういうふうなものを活用しようとするか。あるいは、そういうようなものが重要になってくるのか。結局、そういうものを利用しないと、その戦略計画自身の重厚なものできないのか。そのあたりのイメージも含めて答弁いただければ。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 国としても支援をしていく一つのお金だけではなくて、知恵も出しましょうという、お互いに出し合いましょうということの、このコンシェルジュ制度というものの創設ではないかというふうに、私は理解をしております。

ただ、国の各省庁のそれぞれ務めておられます官僚、職員が佐用町なら佐用町にお願いして1人入って来て、全部一緒にまとめてリーダーとしてやっていただけるわけではありません。全国の自治体が千何百のあるところに、そんなに国が人を割いてできるだけの国の人的な余裕もないと思います。

ただ、そういう窓口をつくることによって、その方が、ほかの省庁との、また、必要であれば連携をとっていただくとか、また、いろいろどこに相談に行きなさいとか、どういうコンサルなり、人がいますよと、こういう人に相談したらというような知恵を出していただくということだと思いますので、全てこのコンシェルジュ制度で、この計画づくりの主体になっていただくということでは、私はないというふうに思っております。

全くこれも名前が出ているだけで、どういうやり方で、どういう制度だということまで、詳しいことは示されておられませんので、ただ、国としても本当に、9月にああいう創生法ができて、あと11月に説明会があった、その内容も、今、課長申しましたように、全くイメージ的なものだけであって、本当に十分にその骨格が決まらない中で、こういう経済対策も含めて、今年度にはや補正予算というような、非常にドンドンと実際の計画なしに進めざるを得ないというような、そういうイメージも、私も今、そういう感じを持っているんですけども、ただ、今日の新聞報道にもありますように、片方では予算のばらまきではないと、今後、その計画に基づいた各種施策に対して助成をしていくけれども、その検証を十分、また後からやっていくと。

だから、それがうまくできていなく、計画に基づいたものでなければ、その補助金に対しての、また返還なり、そういうことが求められるような可能性もあるわけです。

で、そのへんが、そうは言いながら、今日の新聞報道だけでありますけれども2,000億という今年度補正予算。そのうちの1,000億は燃料費の何か補助とか、地域商品券の発行というような、ある意味ではばらまきのようなものも入ってますし、本当に国のほうも、なかなか一貫性がないなというように、私は、今回の補正は感じております。

ただ、22年、23年でしたか、経済対策の交付金、そういう交付金とは全く違うだろうということだと思います。

交付金の場合には、市町が抱えているいろいろな事業に対して、挙げていけば、それは全て交付金で対応できたというようなものだったわけですがけれども、やはりそこには、少なくともしっかりとした計画、具体的な概略であっても将来に向けた計画を持った上で具体的な一つの事業に対しての補助金だというふうな、そういうイメージで、私は、今のところおります。はい。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） 制度自身は、まだ、概略が説明されて、イメージ自身が市町に伝わっている程度ということなので、特に、今回の14年、本年度中の補正予算について、ど

ういうふうな使い方ということで、それがばらまきになるのか、経済対策になるのかという制度自身への早々の批判は好ましくないんで、私自身はやめておきますが、ある意味、今回示された地方創生、この部分が発表されて以来、やっぱり地方の自治体にとっては人口減少に一定の歯止めをかけるために国が本格的に乗り出しているという姿勢を見ていますので期待している部分は大きいと思います。それに今後も期待を裏切らないような形で、逆に市町から言えば、それに対応できるだけの事業を展開していかなければいけないし、そういう考え方を一つ戦略計画としてまとめていかなければいけないのかなというふうに思いますので、ぜひ。

その計画の策定についても、昨日の答弁の中で、これまでの総合計画なり基本計画をベースにして、それを今回の政策イメージに合う形で区分して再構築していくということで答弁されています。

昨日の答弁の中、今日の中でもそうなんですけれども、1点もう少し私自身が不安というんですか重要視をしていただきたいと思うのは、やっぱり住民の医療、社会保障の部分ですね。社会保障になりますと、当然、現行の制度では、年金もそうですが保険制度も国がその制度を持っていますので、特に市町で独自の、そういうふうな社会保障制度ができるというものではありません。

ただ、医療については、ある程度自治体の取り組みによって、これから先、各自治体における医療費の動向というものは左右できる部分でもありますし、ここ最近、全員協議会であるとか議会の中でも、特に決算、あるいは予算状況を含めて課題になっていますが、医療費の高騰に伴って、やはり特別会計として持っている国民健康保険、あるいは後期高齢者医療、そのあたりの運営自身が、非常にこの佐用町においても緊迫した状態になりつつある。

これを念頭に置けば、本当に今回の地域創生の中の戦略計画の中に医療の部分についてふれることができるのか。あるいは、それをベースにして事業に取り組むことができるのかというのは、まだ現行では定かではないかも分かりませんが、そのあたりについて、町長の考え方を示していただけたらなど。

特に、関連があるかないかも定かではないんですけども、先般、新聞発表によれば、国のほうでは関連法案の一つとして、地域再生法の改正案が、また提出されようとしています。これは、過疎地域なんかを対象にしたということで、規制緩和であるとか、あるいは地域の活性化、これらも念頭に置いた法案として出されようとしていますし、医療限定で言えば、やっぱり地域医療の中で、既に法律のほうの改正はされていますけども、介護のほうの推進法ですね、これが来年の8月からいよいよ実施されようとしています。

そうした中で、結局、各自治体のほうに、具体的に言いますと介護保険対象者の要支援1、2のほうの事業関係が市町のほうに移行しようとしています。それらも念頭に置いて介護・医療、これに対する町の取り組みですね、特に関連づけて戦略計画の中に入れられる部分があるのか、ないのか。本当に現段階ではイメージかなと思うんですけども、そのあたり町長の考え方を示していただきたいと思います。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 私も、今、石堂議員からご指摘の点については、この地域再生法の関連の中に入っていかどうか分かりませんが、ただ、地方として、これから再生法でも言っているように、少なくとも安心して地域で暮らしていける、その基盤を整備をしていかなきゃいけないという中には、当然、医療、福祉というのは非常に重要な課題だというふうに思っております。

特に、医療の面において、医療過疎のような状態になっていく。今、医療も高度化をしておりますし、十分な医療が受けれるという、そういう地域でないと、また人はそこに住むことができない。住まない。そこから人口が流出していく原因にもなろうかと思えます。これは医療と福祉というのは、当然一体的なものであります。

ただ、その医療について、非常に今、医師不足とか、また医療スタッフの不足。こういう点もこの地域としても、地方としても、この確保に努力をしなきゃいけないし、それには大きな財源が要ります。

それから、片方で医療を受けるための制度として保険。特に、先般も報告させていただきましたけれども、国保の会計、非常に厳しい状態で、これが本当に破綻してしまいそうな状況になっております。

こういう面についても、財政的なこれから、どうそれを補っていくかということと同時に、一方では医療費の軽減を図っていかなくちゃいけない。そのための健康づくりですね。高齢化社会という中で、高齢者の健康だけではなくて、若い時からの健康づくりというのは当然必要ですし、それとやはり長寿命化によって、どうしてもやっぱり、これは人間老化をしていきます。その中で起きてくる認知症、こういう対策についても、やっぱりそういう発症を少しでも抑えていく、そういう対策も必要であります。

そのために、この健康づくりということについても、一つの大きな柱として、やっぱり改めて取り組んでいかなくちゃいけないというふうに考えております。

だから、こういう面での地方創生戦略の中に、当然、今言いました医療だけではなくて、やはり地域でみんなが安心して生活を営んでいくための条件づくりということは、やはりまず基本にないといけません。それは、安全であるということであり、防災ですね。それから、しっかりと子供たちに教育ができる。子育てができる。教育・子育て、そして医療・福祉。やはり、そういうものが前提にしっかりと基盤にあった上で、新たな産業なり、そういうものの活性化を図っていかなくちゃいけないということではないかというふうに考えております。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） これから、その戦略計画が組まれていく中なんで、これは一つの要望として申し上げるといえるか、今も答弁の中で、ある程度は確認できたかなと思うんですが、残念ながら今の創生法の基本理念の中には、具体的に医療というような言葉が出てきていないのが現状なので、ただ、差し迫って佐用町においては、今、町長言われたように予防医療の観点というのが非常に重要な時期、これは単に住民の健康福祉を守るというんじゃないし、財政的に国民健康保険、あるいは後期高齢者、介護保険、これらに対する町の負担、この軽減を図っていかなくちゃいけないという認識は、全く一緒でありますし、単に、町の一般会計から繰り入れていって、こういうふうな会計を維持していくというのは、やっぱり限界がきていますので、ある意味、財政運営の面からも非常に大きな課題であろうと思うんです。

ただ、単年的に1年、2年ではすぐに効果がありませんけれども、予防医療というものを再度見直して、今回の創生法の中で、もし絡めて戦略計画の中に入れられる、取り組まれる事業化できていくものがあるのであれば、もう始めないと遅い時期かなと。

これまでの基本計画なり総合計画でも、ある意味、健康づくりというのは、メニューとして項目として示されていますけれども、やっぱりそこに対する取り組みが、若干、今の

取り組みでは甘いというふうに思いますので、そのあたりぜひ、その戦略計画を練る中で、具体的な実践行動を早く起こしていただけるような形で事業を検討していただきたいと思いますというふうに思います。

それは、強いて言えば、住民の暮らしにも影響してきますし、一人一人が本当に安心して暮らせるまちづくりの基本かなというふうに思いますので、その医療の部分について、ぜひお願いをして、この地方創生に対する一般質問については終わります。

二つ目の質問としまして、佐用町森林活用化計画の着実な実践について、この場から質問させていただきます。

本町森林活用化計画については、森林保全間伐促進事業や高性能機械整備事業などへの取り組みが開始されたことにより、さらに森林資源を活かした、林業振興施策の展開が大きく期待をされています。今後は、計画の中にも示されている広葉樹天然林に対する取り組みが、環境整備や獣害対策・防災対策などの観点からも重要ではないでしょうか。

そこで、次の項目について伺います。

活用化計画に示されている集出荷施設、木材ステーションのイメージ及び現状での検討内容については、どのようになっていますか。

二つ目としまして、里山整備に対する具体的な検討内容があれば示していただきたい。

以上、質問します。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは石堂議員、2点目のご質問であります佐用町森林活用化計画の着実な実践についてというご質問にお答えをさせていただきます。

森林資源活用計画につきましても、昨年度に内閣府の特定地域再生事業補助金を財源として策定をしたところでありますが、ご存じのとおり、安倍内閣においても地方創生を最重要施策と位置づけ、先の国会において地域再生法の改正がなされたところでございます。

今後は、本町におきましてもこの地方創生の波に乗り、補助事業の活用を図る必要があると考えておりますが、当面は、これまで策定をした森林資源活用計画に基づいた地域再生計画を策定をし、この森林資源の活用に向けた事業の推進を図る計画といたしております。

まず、1点目の集出荷施設・木材ステーションのイメージ及び現状での検討内容についてでございますが、本計画に描いている集出荷施設のイメージにつきましては、これまでもお話してきましたように、森林資源の活用により新たな事業を創設すると同時に、災害に強い森づくりを行っていきたいというふうに考えております。

その目的を達成するためには、林業をはじめとする森林施業の活発化が必要で、そのためには、森林にかかわる仕事の経済活動化が不可欠であり、さらに森林資源を少しでも高く販売すると言う手段が必要になると考えております。

木材を1カ所に集約してロッド化することにより、木質バイオマス発電用チップ材を含め、より有利な出荷先の選択が可能となり、森林資源の価値を高めることができるというふうに考えております。

さらに将来的には、薪などの生産のために簡易な加工を施すことで雇用の創出や原木の高付加価値化も視野に入れておりますので、林業の採算性確保を図ることにより、山主への利益を還元することができますし、さらにその収益を森林に再投資するという好循環が生まれれば、事業の継続性が確保され、永続的な森林の整備が実現できるというふうにも

考えます。

そして、これらの事業が発展することにより公的な財政投資の必要がなくなり、民間の経済活動として継続できるようになれば、さらに理想的であるというふうにも考えます。

これらの目的を達成するために、間伐材など建築用材向けの針葉樹のほか、炭や薪の原料となる広葉樹など、町内で生産される原木を集積して販売をしたいというふうにも考えております。

なお、広葉樹の受入に関しましては、針葉樹施業を中心とした大規模な林業事業者からの出荷はあまり見込めないと考えられるところから、広く住民の皆さんが出荷していただけるよう、いわゆる木の駅・木材ステーションプロジェクトのように原木購入代金の一部を行政が助成をし、町内で経済が循環する仕組みをつくりたいというふうにも考えます。

これらの構想の実現に向け、具体的な事業内容を検討しているところでありますが、その場所につきましては、町有地の有効活用も図ってまいります。

また、施設の管理につきましては、森林行政を推進していく上で町の林業の核となる事業者として位置づけております、佐用郡森林組合が妥当であるというふうにも考えます。事業実施の財源につきましては、先ほど申し上げましたが、内閣府の地域再生事業や林野庁の補助事業を想定をして計画を進めているところであります。

次に、2点目の里山整備に対する具体的な検討内容についてであります。里山の整備に関しましては、現在、森林・山村の多面的機能発揮対策交付金事業により13団体に町内各地で自主的な活動を行っていただいているほか、県民緑税を財源とした県単独事業の野生動物育成林整備や里山防災林整備に取り組んでいるところであります。

このようにできる限り、これらの事業を活用し、里山整備を行いたいと考えておりますが、それ以外にも住民の皆さんの自主的な里山整備を誘発するためにも、先ほど申し上げました集出荷施設、道の駅・木材ステーションでの原木の受入態勢の整備を急ぎたいというふうにも考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） ちょっと答弁の中の里山整備に関するところの確認なんですが、答弁の中で、里山防災林整備というふうに町長言われたのは、いわゆる緑税を利用した緊急防災林整備事業、溪流対策というやつですね。あれで、よろしいですか。あれのことですか。課長のほうからでも。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） そうでございます。里山防災林整備の山の部分と溪流部分との事業でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、石堂君。

6 番（石堂 基君） この事業対象ですけれども、一応、緊急防災林整備のほうで確認したいんですけれども、この 26 年度の対象地区、実施地域というのは、現状では何カ所ぐらいになってますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 横山農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 細かい資料は、今、持ち合わせてないんですけれども、斜面对策につきましては、町内 2 カ所だったかと思います。

あと溪流対策につきましては、26 年度の実施が 3 カ所と、あと計画地が 2 カ所ございます。ちょっと数字は、今のところ資料持っておりませんので、ちょっと不確かですけれども、ご了承承りたいと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6 番（石堂 基君） 事業の実施に関してですが、一応実施が 5 カ所、計画地があと 2 カ所ということで、どういうふうな形で、この事業を各自治会のほうにお知らせなり啓発をしているのか分からないんですが、自治会のほう側から見れば、自治会長会なんかでの説明は、当然あったと思うんですけれども、事業内容を少し精査すれば、本当に身近に 21 年災害なんかで荒れた部分の大規模じゃないんやけれども、一応そういうふうな溪流の部分で予防事業として介入できるというふうに思っているんですが、意外とこの実施地区が少ないのが現状かなというふうに思っているんですが、そのあたり各地域なんかの 21 年災害以降の被災状況なんかも含めた上で、もうちょっと現地で対象になるところが出てくるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりの現地調査なんかの内容というのは、十分に行われていますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） まず、この緊急防災林整備につきましては、基本的には荒廃溪流の事業あるいは、また、林内路網整備なりの要望を災害以降、23 年度ぐらいですかね要望をとっております。その時にだいたいの対象を決めたわけでございますけれども、それ以降につきましても 5 月の自治会長会におきまして、林内路網なり荒廃溪流の予防地区がありませんかという問いかけをしております。

後また、その中で、緊急防災林につきましては県の事業でございますので、補助金が当たることになりますから、その中で場所を荒廃溪流にするか緊急防災林のほうにするかいうことの色分けなりをしてございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6 番（石堂 基君） 分かりました。

十分に各自治会なり地域のほうに啓発ができているのであればいいんですけども、事業内容自身を確認すると、本当に従来の砂防であるとかに比べれば事業認定要件というのが緩和されていると思いますし、ある意味、人工林が多少あれば、荒れているところであれば事業対象になるのかなというふうな確認内容でおるんですけども、特にその高いハードルというのは何か考えられますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 横山課長。

農林振興課長（横山芳己君） 特に高いハードルはないかと思えます。

先ほど、議員申されましたように、人工林がなければ、この緊急防災林のほうを対象になりません。あと緊急防災林がありましたら裾だけじゃなくして、若干、山の上のほうまでも整備ができるということになりますので、できるなれば人工林があれば、これのほうの対象に申請をします。ただ、県のほうも枠がありますので、一概にできるということではありませんけども要望はしております。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6 番（石堂 基君） 予算規模でいけば現状、予定箇所があと2カ所あるということなんですけれども、この2カ所というのは、県の予算の範囲内を超えているからできていないということなのか、それとも今現在、佐用町の申請地区としたら県の予算の枠内では十分対応している。まだ、事業対象地が要望として出てきても対応できる。そういう状況ですか。どちらでしょう。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 要望全てに対して受けてなといういは、県の予算枠があるということで、うちの集落も数年前から要望してはいますが、今年度に計画。測量ということになっております。そういう意味では、要望全てが対象になっておるわけではございません。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6 番（石堂 基君） ちょっと調子に乗って質問が全然違うところにいってました。申し訳ないです。元に戻します。

活用化計画の中で、具体的にある程度集出荷施設であるとか集荷制度なんかの新設について答弁いただいたわけなんですけれども、これを本年度検討を、具体的な内容も今、答弁いただいてやっている構想を具現化しようとしてやっているということなんですけれども、ここで提案というのか、これも本来から言えば、この活用化計画の中に示されているように、ある程度、林業関係者なりを含めた形での協議会を設けて、具体的な取り組みについて協議していくというようなことが計画書の中には示されていたと思うんですけれども、この協議会というのは、現在、設置されていますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） まだ、事業が進んでおりませんので、協議会のほうは、まだできておりませんが、今後、必要、課題になるかと考えております。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） 本当に何回も言いますが、私この活用化計画というのは非常に優れた内容になっていると思うんです。

実際には、この中でビジョン的に示されているいろいろな計画というのを展開していく中で、この計画書ができたからといって、行政のほうの林務担当におんぶにだっこということか、それを業務としてやるというのは、やっぱり限界があると思うんですね。

やっぱり当然、生ものを相手にすることですから、人、物も、随時、その時にタイムリーに変わっていくわけなので、ある意味、この計画書つくった時と同様に林業関係者なり、そういうふうな方とのいろんな知恵、意見交換を交えて、その事業を具現化して、具体化して行くほうがよりベストかなというふうに思うんです。

で、幸いにこの計画書の中に、44 ページでしたか、その計画ビジョン、あるいはその事業を構築していくのに、そういうような協議会を設置するというようなことも、一つの案としてありますので、これちょっと再度、計画書つくった時と同様に、やっぱりそういう関係者の方との意見交換しながら、今言った、その木材ステーションなり木の駅の事業もそうですけれども、そういうようなものを本当に実態を交えて事業展開してくという方向を具体化を早くしてほしいと思っているので、その協議会の設置が、僕、要るんじゃないかなと思うんですが、そのあたり町長どうですか。

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） やはり実際設置しても、それがその目的に沿った形で、実際に利用していただく、また、動かないと意味がありませんし、今、ご指摘のように計画の中にも、そういう関係者、特に現在、林業、数が少ないんですけれども、その人たちが核になって、さらにそれを拡大していくという方向の中で、その関係者の皆さんに相談させていただくということは、一緒に協力いただくためにも必要だというふうに、私も思っております。だから、それが協議会という形のイメージで書いていることなので、そういう機会は、ぜひ早くつくりたいと思っております。

それと、こういうステーションも、最初から大規模なものを設置するという事は、まだまだ町内の林業施業の体制から見てもいっぺんにはできないと思いますので、私は、今、担当のほうにも指示しているのは、まず、構想としては、方針、こうした一つの構想のもとに、できるだけ早く試行して、その事業を実際に進めながら、それに事業を整備して、また、拡大していくということで考えていきたいと思っています。

ただ、これも総務省のそうした補助金をいただいて、制度の中で林業再生計画の中でやっておりますので、そういう意味で、そういう補助金をいただくのに、どうしてもある程度きちっとした、その部分としては形があるということです。そのへんで事業についての、どこからスタートするかというのが検討段階でありまして、そういうことも含めて関係者の方に集まっていたいただいての相談も、ある意味では重要であろうかと思えます。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） 今後の取り組みとして、関係者の方を交えていくというのは、例えば、こういうふうな事業自身をスポット的にやろうとしても、やっぱりそういうところの協力がなければできませんので、ぜひそういうふうな協議会という名称が正しいのかどうか分かりませんが、本当に地域の関係者と一緒になって、新しい事業をつくりあげていく取り組みをしていくという町の姿勢をぜひ示していただきたいと思っています。

やっぱり、この計画書の策定が昨年度の年度途中からで、本当に短い期間の中で優れた計画書ができています。これもひとえには関係者の方々の協力があってできているし、また、林業再生に対する関係者の方の思いというのが十分に表れている内容です。今後も、そういう力を、協力を何とか利用させていただいて、いい形でいろんな事業に取り組むことができればなど。

本当に、多分、担当者では、その農林振興の中で担当者、あるいは室長というのは、非常に苦慮されているいろいろな思いを持たれて、今、構想を練られているとは思いますが、やはり実際には動き始めないと、なかなか問題に直面することはないだろうし、そういうふうな検討段階をつくって実践、試行ですけれども、ぜひ取り組んでいただきたいなど。

ただ、いろんな制度の中心に、先ほど、町長のほうは管理として森林組合が妥当ではないかというふうなことで言われたんですけれども、現状の中で、私も公私にわたって組合の関係者の方とお話しをさせていただきませんが、やっぱり今の体制の中では、やっとその事業を切りかえていって経営計画の推進体制をつくり上げているので、なかなか余力的にほかの事業、例えば管理体制を一部もつとかいうのはしんどいかなと思うので、それが必要になれば、さらに組合に対する、これは林業政策の一環として行政のほうの支援体制は必要かなというふう思うんですけれども、それについてお答えください。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵途典章君） こういう事業を進めるためにも、その進めるための人材、人、組織が必要になってまいります。

当然、町としても今、担当課が全てのことににかかわるわけにいかない。計画して、そう

という関係者の方々に協力をいただいて事業を進めていく上で、その中心となるのが森林組合という団体になっていかなきゃいけないと。それが森林組合の責任でもあろうかと思っております。

ただ、ご指摘のように、その森林組合も、これまでの事業の内容から見て、組織が非常に最小限の小規模なものでスタートしております。これまでやってきておりますので、今、ようやく実際に森林組合としての新たな事業に取り組む、今、体制づくりについて取り組んでいるところであります。

先般も町のほうからも助成をさせていただいて、高性能の森林施業機械も導入するというので、作業班の実際行っていく方々についても、そういう研修もさせていただいて、その能力アップに努めております。

ただ、やっぱり人の人数、戦力が要ります。それに一気に人を先にとというわけにはいかないんですけれども、やはり人材の確保ということが、まず次の段階、森林組合として当面の大きな課題であります。

そういう意味で、こういう事業の目的、いろいろな展開をしていく計画のもとに必要な人材の確保ということ。これは、森林組合としても経営ということも片方にはありますけれども、当然、森林組合としてのこれからの責任を果たしていき、事業を展開していくための人材を確保していくための、そういう取り組みも考えているところであります。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） 本来なれば、地方創生という言葉が出てこなくても、この林業振興に対する取り組みというのは、本当に佐用町にとって不可欠な内容だったと思います。先ほど、1項目目で質問させていただきました地方創生の中でも、戦略計画の中で私はこの林業振興というのは大きな柱になろうかと思えます。

それは、一つ目の地方創生の中で質問させていただいた答弁でもあったように、やっぱり今回の地方創生自身のイメージとして、やっぱり就業機会の創出であるとか、あるいは地域資源の活用、新たな産業づくりというのは、大きな柱になってきていますので、それを反映する。それに反映された部分で考えたとしても、やっぱり佐用町における林業振興というのは、本当に今後、取り組まなければいけない重要な政治課題だというふうに思っています。

これまでの質問の中でも繰り返させていただきましたけれども、特にこれから、この林業振興に対する取り組みというが必要になろうかということをお願いして、一般質問のほうを終わりますが、町長のほう最後の答弁をお願いします。

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、お話しいただきました地方創生と林業の活性化計画、これ当然本当に地方創生の一つの大きな柱になっていくべき、これからの事業展開も同じものであろうかと思えます。

ただ一つ、補助金なり国からの助成をいただく制度上、地方創生が打ち出される前に、町としては、当然、地方創生がなくてもやらなきゃいけない。やっていくべき事業として、この森林資源の活用計画というものを、先ほど私、総務省言いましたけれども、これ内閣府ですね、内閣府の事業として、これに取り組んでいるわけです。

その計画に基づいた、これから実施事業を行っていくということで、この内閣府の地域再生計画を行って、森林活用計画をつくって事業に道の駅でありますとか、そういう林業のいろんな施策を行っていくための、活用を行っていくための計画をつくっていく。また、事業を行っていくと。それは、それとしての、まだ事業が残っているんですね。それを地方創生の事業に、ポンとそのまま移行してしまうということは、本来、佐用町としては、当然同じ一体的なものなんですけども、制度上、そういう問題があるということ、今、ちょっと確認をしております。

これは国との調整なり、県といろいろと協議しなきゃいけないと思うんですけども、どちらにしても、何かのこういう制度の中で、町として事業としては基本的に同じように進めて行きたいということでもありますので、その点、ちょっと補助金、助成を受ける上での申請なり手続き、そういうものが、どうしても二つでいかなければいけないような状況であるということ、ちょっとご報告をさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 再質問ありますか。石堂君。

6番（石堂 基君） 非常に事務的な答弁ありがとうございました。

詳細については、本当に今後、いろんな形を考えていく中で、とれるところからとって、取り組んでいけるといってやっていくということで、ある意味、県の補助金なんかも活用というのは十分に、また、いろんなメニューがありますので、それは必要なことだと思います。

いずれにしても、この計画が実践されていくように、先ほど申し上げました協議会の設置を最優先に考えていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（石黒永剛君） 石堂 基君の発言は終わりました。

続いて、13番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。平岡君。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席、日本共産党の平岡です。

私は、社会保障制度、特に国民健康保険、そして介護保険の充実についてをお伺いいたします。

年金の引き下げ、消費税の増税など、今、町民の皆さんの暮らしは大変です。町民が安心して豊に暮らすために社会保障制度の充実がとりわけ必要です。

憲法 25 条は、社会保障は、国が責任を持つと明記しております。この立場で、町の行政の執行を求め町長の見解をお伺いいたします。

1点目に国民健康保険についてです。住民の願いは払える保険税で、安心して使える医療です。

そのために、一つ、窓口負担なしで医療機関の受診ができる要綱の周知で、利用できる制度にしていただくこと。

二つ目に保険証の交付について、転出の際など新たな保険証交付まで現保険証の活用ができる手だてなど。

三つ目に国民健康保険税を軽減するため、医療費の分析、また、保健事業の取り組みを

強化していただくこと。

四つ目に国民健康保険税の広域化で、住民負担増などが懸念されております。国民健康保険の都道府県化について、町長の見解をお伺いいたします。

二つに介護保険施策についてです。特別養護老人ホームの待機者は全国で 52 万人以上と報じられております。介護は、現役世代の方にとっても大きな不安要因にもなっております。また、国民年金で入所できる特別養護老人ホーム施設の増設が抑えられてきております。こうした中、町の第 6 期介護保険事業計画の策定にあたっては、現行制度の改善をしていく。その立場を求めたいと思います。

一つ、介護保険料・利用料の引き下げ。

二つに町立朝霧園の施設の充実など。

三つ目に町の福祉・保健・公衆衛生機能の充実。これらについて町当局の見解をお伺いして、この場からの質問を終わります。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、このたびの議会の一般質問最後のご質問であります平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

平岡議員からの社会保障制度の充実についてのうち、まず国民健康保険に関するご質問にお答えさせていただきます。

最初に、窓口負担なしで医療機関の受診ができる要綱の周知で、利用できる制度にすることということではありますが、国民健康保険では、災害等により資産に重大な損害を受けた場合や、事業もしくは業務の休廃止または失業により収入が著しく減収した場合など、特別な理由で一時的に一部負担金を支払うことが困難な場合に、一部負担金を減額・免除、徴収猶予する制度があり、その取扱いについて要綱を定めております。今後、町広報や町ホームページ等への掲載により、さらに周知を図ることとさせていただきます。

次に、保険証の交付について、転出の際など新たな保険証交付まで現保険証の活用ができる手だて等についてのご質問でございますが、国保被保険者資格喪失の時期は、国民健康保険法第 8 条の規定により、町の区域内に住所を有さなくなった日の翌日と定められており、また、転出先における資格取得は、同法第 7 条の規定により、その市町村の区域内に住所を有するに至った日と定めております。

例で示しますと、昨日 12 月 17 日に佐用町を転出され、今日 12 月 18 日に、例えば、姫路市に転入された場合、佐用町での喪失日は 12 月 18 日、姫路市での取得日も 12 月 18 日となり、被保険者の資格は、途切れることなくつながるため、特に不利益は生じないものとなっております。

次に、国保税を軽減するため、医療費の分析や、保健事業の取り組みを強化することということではありますが、国民皆保険制度の基盤となる国民健康保険制度は、被保険者の高齢化や医療の高度化などによる医療費の増大等により、厳しい運営状況となっております。国民健康保険は構造的に保険料負担能力の低い低所得者の加入割合が高く、低所得者に対する保険料を公費で補填をされております。低所得者に対する軽減措置、具体的に申し上げますと、保険料の所得割額を収入に応じて 7 割・5 割・2 割の軽減を行っております。現在、佐用町におきましては、対象世帯は平成 26 年度当初において加入者の 45.4 パーセント、2,806 世帯の内 1,274 世帯にも及びます。

また、災害や失業などにより保険料を納めることが困難になった場合に、その事情によ

り保険料が減額となる制度等、低所得者に手厚い制度となっているわけでありませぬ。

一方で、佐用町の国民健康保険は県下で一人あたりの保険料が最下位に近く、逆に医療給付につきましては、県下 41 市町の中で 2 番目に高くなっており負担と給付のバランスが大きく崩れておりまして、現在の保険料でこの会計を賄うことが非常に困難となっております。

現に、本年度の当初予算では、保険料率を概ね 8 パーセント改定をさせていただきましたが、合わせて基金を 2,000 万円の取り崩しを行い、また、一般会計から法定外繰り入れ、つまり赤字を補填するために 9,039 万 6,000 円を繰り入れすることにより当初予算をようやく編成したところであります。

しかし、昨年の所得が確定をし、平成 26 年度の保険税額を算定をいたしますと、被保険者の所得が低迷しているという原因もあり、保険料の増加は見込んでいた額の 3 分の 1、約 600 万円余りに留まっております。その一方で、歳出にあたる療養費の給付にあっては前年に比べ依然増加傾向が続いております。

このような厳しい国保財政状況のため、この 12 月議会におきまして、新たに法定外繰り入れ 6,783 万 6,000 円を含む一般会計繰入金 7,364 万 4,000 円の増額や、歳出にあたる 1 億 1,700 万円の保険給付費の増額を含む総額 1 億 3,557 万 2,000 円の補正予算を提案し、一昨日議決をいただいたところでございます。

国保の運営においては、国、県はもとより、町においても応分の負担をしておりますが、町の法定外繰り入れについて際限なく行なうことはできません。

今後、収納率の向上とともに、適正な保険給付を行うためレセプト内容・過誤請求等の点検事業の強化、医療費を通知し、ジェネリック医薬品の利用の促進、また、重複・頻回、多くの回数を受診の適正化等の取り組み、及び生活習慣病の予防や健康の保持増進を目指し、40 歳以上の被保険者に対する特定健診・特定保健指導の実施率の向上の取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

次に、国保の広域化で、住民負担増などが懸念されておりますが、国保の都道府県化についてのご質問であります。

国保の都道府県化につきましては、国保財政の構造問題の解決が移行の前提条件となりますが、国保の運営に関する業務について財政運営をはじめとして都道府県が担うことが基本とされており、保険料の賦課徴収・保健事業などは引き続き市町村が担う業務となります。

賦課・徴収の仕組みは次のようなものが考えられますので、若干、その仕組みについて説明をさせていただきます。

県は、県内の国民健康保険の医療給付費等の見込を立て、それに見合う保険料収納必要額を算出の上、県内各市町が県に納める額、いわゆる分賦金を定めてまいります。

市町は、分賦金を賄うために必要な保険料を被保険者に賦課し、徴収した上で、県に納めるということでもあります。

また、この仕組みに加え県内の保険料負担の平準化を推進し、住民負担の面から地域医療の提供体制の姿を考えるため、次の三つの仕組みが考えられます。

1 点目は、県が、県内統一の標準的保険料算定方式や市町規模別収納目標等、市町が保険料を定める際に必要な事項についての標準を設定をするということでもあります。

2 点目は、県が、市町が分賦金を賄うために必要な保険料率、つまり、標準保険料率を示します。

3 点目は、市町は、県が定めた県内統一の標準的な保険料算定方式や市町規模別の収納目標率等を参考に、市町として分賦金を賄うために必要と考える保険料算定方式、保険料率を定め、賦課・徴収をするということでもあります。

いずれも、検討段階のものでありますが、算定方式、保険料率は市町が行う業務であり、現状の保険料収入と医療費給付を踏まえ、保険料負担の平準化の考えからも、町の分賦金を賄うためには、国保料率等の見直しは、税率の見直しは避けられないというふうと考えられます。

次に、介護保険施策についてのご質問であります。

佐用町におきましては、現在、地域の代表からなる介護保険運営協議会でご審議いただきながら第6期介護保険事業計画を策定しているところでございます。国からは、介護保険の事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正が提示され、この基本指針に基づき、また、第5期介護保険事業計画の事後評価を踏まえ、さらに団塊の世代が75歳を迎える平成37年を見据えた中長期の視点に立ち、自助、互助、共助、公助の視点のもと、町・地域住民・関係機関の役割を明確にした上で第6期事業計画を策定しようとするものであります。

介護保険事業計画は、市町村が3年ごとに策定をし、その計画に基づいて保険料が決定されることとなっております。

介護保険料は、介護保険事業計画におけるサービスの利用量見込みに応じたものとなり、サービスの利用量が増加すれば、当然、介護保険料は上がり、サービスの利用量が減れば下がることにはなりますが、介護保険料の階層設定につきましても、介護保険法に基づき被保険者の負担能力に応じた段階別の介護保険料を決定してまいります。今回はさらに、低所得高齢者の介護保険料の軽減が検討をされており、この制度は、5割の公費とは別枠の公費を投入しようとするものでありまして、例えば、世帯全員が町民税の非課税であれば、設定保険料からさらに30パーセント前後の額が軽減されるということになっております。

また、利用料の引き下げについては、国において介護保険制度の持続可能性を高めるためにも、介護保険料の上昇を可能な限り抑えていく必要から、高齢者の一定以上の所得者に対して2割の負担をしていただくことが検討されており、佐用町においても国の動向を注視しながら検討をしてまいらなければなりません。

次に、町立朝霧園については、養護老人ホームの位置づけになっており、特別養護老人ホームなどとは違い、介護保険施設ではなく、施設への入所は町の措置により行われております。施設につきましても、老朽化が進んでおり、毎年改修等も行っておりますが、大規模改修が必要な時期が来ているというふうと考えており、今後の施設のあり方も含め検討をしていく考えであります。

佐用町での特別養護老人ホームへの入所待機者は、現在約200名余りおられます。その内在宅の待機者は84名となっております。

入所につきましても、市町村の関与のもと、施設ごとに設置されている入所検討委員会を経て、特別養護老人ホームへの入所が決定をされております。

施設については、町内の利用者が少ない施設もありますので、町内待機者が少しでも多く入所できるように各施設にお願いしているところであります。

次に、町の福祉・保健・公衆衛生機能の充実につきましても、福祉として高齢者などが円滑に、また、安心して社会生活を営むことができるように、在宅サービス、施設サービスを提供していきたいと考えます。

また、保健・公衆衛生につきましても、平成27年度見直し予定の佐用町健康増進計画や佐用町食育推進計画に反映させ、充実をさせていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、介護保険施策のさらなる充実を図るためにも、福祉・介護・医療分野の連携、さらに在宅医療介護の連携に取り組み、第6期介護保険事業計画の策定に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君、再質問を認めます。

13 番（平岡きぬゑ君） まず最初に、国民健康保険について再質問を行いたいと思います。基本的なところなんですけれど、国民健康保険は、国の国民健康保険法に基づいて運営されているんですが、そこでうたわれている社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするというふうに明確にうたわれております。この理念を佐用町に生かすために具体的には一つは、佐用町が独自につくっております国保の町民に対するしおりについて、先日も社会保障推進の方々と一緒に担当者と懇談した中で明記していくことを要望したところなんですけれど、検討するというご回答がありました。これについては、来年度も町民にお知らせしていく資料になるかと思うのですが、検討するというのが、前向きな検討だというふうに受け止めたんですけれど、改めて、ここで確認したいんですけれど、文言として社会保障という文言を取り入れていくかどうかについてお答え願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 国保の運営につきましては、議員ご指摘のいわゆる国保の理念に基づいて運営をさせていただいているところでございます。

ただ、先日もご説明申し上げましたけれども、どうしても国保のパンフレット、資料等を作成するに当たりましては、共同でつくっているようなものを採用しているところもございまして、独自ということになりますと費用的なこともございますので、そういった問題もありますので、そういった出版元等と、そういったほかの市町とのできるだけ安い経費の中でないと、なかなかできないのではないかなというふうに思っておりますので、そういう意味で検討をさせていただきますというふうにはお答えをさせていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君、どうぞ。

13 番（平岡きぬゑ君） ということは、パンフレット来年から具体的にその文言が変わるということではないということなんだろうけど、理念としては、それを踏まえてやっていきたいということでしたので、それは当然ですけれども、引き続き切りかえする時期があると思うんですけれど、検討をお願いしたいと思います。

次に1項目目で挙げております窓口負担なしについては、要綱を広報などで周知するというお答えでしたのでよろしくお願いします。

国民健康保険税の三つ目にお尋ねしている保険税を軽減するための医療費の分析であるとか、健康保険事業の取り組みの強化について詳しくご回答がありました。この中で医療費、町民に対して私どもが聞く声としては、町はいろいろと努力して国保税を引き上げない手だてを打っているけれどもという説明なんですけれど、払っておられる国保税を負担

されている方の声としては、もっと今年も引き上げになりましたからですが、国保税の軽減を強く求める声のほうが、私ども多く聞きます。

国保税がなぜそんなに高くなるのか、そういう点で分析をするということで紹介がありました。レセプト点検とか医薬品のジェネリックの薬を使うこととか、そういうこともご回答があったんですけども、レセプトについては、今度、その次の質問にかかわってくるんですけど、国民健康保険を都道府県化にしていく、各町でしているものを、そういう形にしていこうという、そういう方向が示されているんですけど、それよりも早くレセプトについては、来年1月から拠出金、共同事業交付金にかかわるところなんですけれども、以前は、共同事業交付金を各町で拠出して高額医療になった場合に交付を受けるという、そういう仕組みの制度ですけど、それが来年、2015年1月から1円から拠出するというような方向だというふうに、いろいろ国保の関係で調べていく中で、そういうことも出てきたんですが、実際には、来年1月ですから既に担当のほうでは、そういう方向で準備がされているという状況なんではないでしょうか。共同事業交付金のお尋ねします。

〔住民課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 申し訳ございません。共同事業交付金の詳細につきましては、ちょっと私のほうも詳しくは存じておりませんが、事務的に制度変わる分につきましては、担当のほうで事務は進めさせていただいているところでございます。

1点、来年の1月から制度が変わるという中で、一つは、転出、転入があった場合の資格の移動というのでしょうか。佐用町の国保からほかの市町村の国保に加入された場合、いわゆる保険が本来は失効しているだけでも、持っていて使ってしまったような場合、過誤ということで、清算とかが必要になってくるところがございます。

そういったところの取り扱いが保険者間でできるとか、あるいは国保連合会を通してできるかといった取り扱いが1月からできるようになっております。

そういった点につきましては、新しいことが行われるようになっていくところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） と言うのは小さな自治体、佐用なんか兵庫県下でも大きな自治体ではないですから、規模的に小さな自治体の場合、拠出金に比べて戻ってくるというか、1円から共同化事業でお金が払われるというふうな仕組みになった場合に、県下統一になると大きな自治体が財源的に有利になるというような仕組みになるのではないかと懸念がされておりましたので、大規模化していく国保の広域化の問題点として、そういう方向になることによって決して佐用町に有利なものではないという、そういうことが言えるのではないかと指摘もあるので、そういった点は検討されているのかなというのが聞きたかったんですね。

その点は、制度を変えるからということについては、持ち合わせていないということでしたけれども、懸念される材料としては、そういうことが言われているということですね。

それと、あと自治体として広域化することで、保険税を徴収していく業務などは従来ど

おり町がやっていくんだという説明ですけども、実際保険の会計を大きくしていくということについて、県になることで自治体の場合、国民健康保険税を扱っていて、先ほどからもありますように、滞納者があるとか、いろいろ課題が出てきた場合、顔が見える状態で保険税を徴収していくのと違って、顔の見えない状態で、いわゆる数字だけで判断していくとか、そういったことにもなりかねない背景もあるので、そういう点でも小規模自治体の状況と全く変わってくるので、広域化することについては、住民にとっては何のメリットもないという、そういう観点から、よくこの方向になることについては、認識をして取り組んでいただきたいなと思うんですけど、その点、いかがでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 広域化につきましては、既に国のほうで方向性が示されて、今、順次、準備は進めているところでございます。そういった中で、今、議員もご指摘の点も踏まえまして、いろんな問題点も多々あるかと思えます。一番は国保財政の基盤を安定していくということが一番になってこようかと思えます。そういった中で出てくるような諸問題につきましては、まだ、国の段階でも中間とりまとめというような段階で発表されて、また、問題点を表した中で、実施に向けての詳細を詰めていっているというふうなところでございますので、そういった市町にとって負担が大きくなるようなことにつきましては、県の国保連合会であったりとか、全国の国保連合会といったような団体等からも国に対して、そういう要望活動も行ったりする中で、よりよい制度として運営されるような形で準備のほうを進められているところかと存じます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） もう一つ、その国保税を軽減していくためには、その先ほど説明にもありましたように、医療費が増えないように町民が皆健康であれば、お医者さんにかからなくていいわけですから、その方法として具体的に町が取り組んでいるその健診ですけど、これをよく十分に町民の人に受けてもらう、そういうことが大事だということは、これは当然のことなんですけれど、その上で保険事業、健診が予防と病気の早期発見に欠かすことができない事業だということで、その内容を十分していくために受診しやすいかどうか。それと、健診の内容が充実しているかどうかというのが保険事業の上で大事だと思うんです。

で、受診率が非常に高いところの例を調べましたら、特定健診とがん検診についてですけど、その健診料が全て無料であるとか、集団検診と医師会委託の個別の検診も同じ内容で受けられるとか、その住民に対して検診のチケット、無料チケットを配布するということが常習化というか、そういうことになっているところについては、非常に検診も受けられる率も高くなっているというのが示されているんですけど、そういう点で、健診が受けられやすい方法として何か検討され、今もされているわけですけど、改善していくこととか、そういう考えはありますか。あったらお聞かせください。

〔住民課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 平成 20 年度から特定健診という制度が始まりまして、そういった中で、国保の中でも 40 歳以上の方、それから後期高齢者の方の健診につきましては、特定健診無料で実施をさせていただいているところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 国民健康保険税の関係については、払える国保税にしていくという上で、先ほど、町長の答弁の中で収入で、皆さんから集める国保税、それと国保会計を運営していく上で赤字になる部分などは、一般会計からの繰り入れをしてやっているんだということで、実際そうなんですけれども、一般会計からの繰り入れについて、その際限なくやることについてはどうかというような形で回答があったかと思うんですけれども、だから、これ以上はできない。つまりは国保税を上げないと仕方がないんだというふうなことにつながるような回答だったのではないかと思うんですけれども、一般会計に対して、いわゆる法定外繰入ですが、全国的には決して、佐用町が特異にたくさん出しているということではなく、全国的に平均すると一人当たり 1 万 986 円という数字が 2012 年度全国平均一人当たりの繰入額というのがあります。

そこで見ると、東京都などは平均 3 万 2,058 円というふうな数字が挙がってきています。

一般会計からの繰り入れについては、決して保険税を軽減してく上で、努力している姿勢については評価をしておりますので、これからも住民の保険税を軽減していくために充実していただきたい。そのことを要望したいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

13 番（平岡きぬゑ君） 答弁あるんですか。

議長（石黒永剛君） 答弁。

町長（庵途典章君） 国保料、保険料が高い。全て皆さんから見れば、加入者から見れば安いほうがいいというのは、希望があるというのは分かります。そういう要望があるというのは、それを受けていると言われますけれども、それはもう誰にとっても、そういうふうに言われると思います。

ただ、この会計を維持していくことが、それぞれの皆さんにとっても大きな受益を受けているという、医療を受けれるという受益ですね。ですから、自分の命、自分の健康、それにかかわる問題でありますから、この保険という、こういう制度の中で運営をしておりますので、何と比べて高いのかということは、しっかりと評価をしていただきたいと思えます。

だから、先ほども答弁の中でお話をさせていただきましたように、当初からこの国民健康

保険の加入者というのは、どうしても低所得者の方の割合が高いということの中から公費で負担をしている部分がかかなりあるわけです。

ですから、一般の組合保険なんかと比べていただいて、実際、今現在国民一人一人どの保険に加入されている方においても自分でそれぞれ負担をしているわけです。その中で、どれぐらいの、今、医療費がかかっているか。それは国保に加入されている方も、一般の組合保険に加入されている方も同じように、それだけの給付、保険医療費というのはかかっております。

それでただ、高齢者が多いし、低所得の割合が高いということで、この国保に対しては、そういう公費がかかなりの部分投入されて、少なくとも一般の組合の保険と比べれば安く設定もされておりますし、また、さらに軽減をしていく、先ほど言いましたように2割、5割、7割のそれぞれの所得に応じた軽減もしております。

その軽減をしても医療費はかかるんですから、それをどうしているかとなると、そこは一般会計から、町の公費から、また補填をしているわけです。

それから、国保を運営するための事務費とか、そういうものも人件費もこれは繰り入れをしております。国保会計にね。

だから今、平岡議員がお話の他の市町、東京都は3万幾らも出しているんだというのは、それはいわゆるルールに基づいた繰り入れなのか、ルールに全く基づかない、いわゆる私とこ言っている一般会計から丸々上乗せして法定外として繰り入れしているものが3万4,000円もあるということですか。

[平岡君「そうです」と呼ぶ]

町長（庵途典章君） まあ、そういうところが、そんなに私は、これは十分にまた、ほかの全国の状況を調べますけれども、少なくとも法定内として、相当のこの国民健康保険に対しては公費を投入しております、本来は、それと加入者の保険料で合わせて、それから国から交付金というのもあります。それも合わせて会計を運営していくというのが原則です。その原則が、なかなか維持できないという中で、各市町が、組合が努力というか、いろいろと苦勞をしているということであろうかと思っておりますので、国民健康保険に加入されている方というのは、先ほど申しましたように、町民の約4分の1、3分の1か4分の1ぐらいですよ。そのほかの方は、それぞれのまた、社保とか組合保険でされております。

そういう意味で、決められたルールの分は、当然、補填は繰り入れていくのは当然ですけれども、それ以上に出していくというのは、一般の、またほかの国民健康保険外の人から見れば、それだけ負担を自分たちがしているということになりますので、そういう意味で、やはりこのどうしても、それを理解が得られる範囲内でなければならないというところを申し上げているところであります。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほどから言われているように、国民健康保険の加入者が、いわゆる医療費が必要になる高齢者、後期高齢者医療制度もできたのであれですけど、高齢者であるとか、そういう皆保険の普通に働いている人たちの保険に入らない人たちが、みんな入ってくるわけなので、最初に言いましたように、これは国民健康保険の宿命という

か、動かさないことですから、最初から国民健康保険制度をつくる段階で国のほうも、これにはちゃんと公的なお金を投資しなければ運営ができないんだということを認めた上でできたものですから、当然、町も努力しているんですけど、国から入ってくる交付金が減らされてきているのが一番大きな国保会計に加入している人たちの保険税が上がってきた最大の要因ではあるんですけど、そこらへんがありますが、問題は大きな問題があるんですけど、できるだけ町でできる最大限の健康増進に努めていくことなど、引き続き頑張っていたきたいし、国保もずっと国の制度がコロコロ変わってくるので、非常に分かりづらいところもあるんですけど、国保会計として確かに赤字になるということではきてはいるんですけど、2008年後期高齢者医療制度という制度ができて老人保健、今まであった、その制度がなくなって、そこに国保から拠出していたお金が減り、国保会計としては、そこに拠出していたお金が減ることで非常に楽になると言うたらあれですけど、会計としては厳しくなくなったというような事態も法律の改正が進んでいく中であったというふうに説明があるんですけど、そういった点は、変化の中で佐用町の場合、一般会計からの繰り入れをしないと大変だということで、このたびまで聞いておりますけれど、そういった点の変化というのは具体的にあったんですか。全国的にはあるというふうに書かれているんですけど、ちょっとその点お願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 老人保健制度というのがなくなりまして、それに変わる形の中で後期高齢という医療制度ができて 75 歳以上の医療を広域化で取り組んでいるという現状でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 具体的な数字として制度が変わることによって佐用町の国保会計が変化があったというふうなことはあったんですかということをお聞きしたかったんですが、どうでしょうか。

議長（石黒永剛君） 住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 当然、後期高齢者医療のほうに、相当の繰り出しをいたしておるところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） つまり広域化に対して国保の都道府県単位化ということについては、メリットがあれば示していただきたいんですけど、私がこの国保の関係で、いろいろ調べていく中では、決して住民にとっていいことはないので、この関係については、よ

く慎重にやってもらいたいなど、制度ですからやられてしまう方向になりよんですけど、考えてもらわないといけない問題だと思います。

それで、介護なんですけれど、先ほどのご回答で、佐用町においても特別養護老人ホーム、特養の待機者全国では 52 万ですけど、佐用町においては約 200 人からの待機者があるということで、今回、国のほうの制度改正で特養の入所者が原則要介護 3 以上に限定されるということが報じられているところなんですけれど、その佐用町の場合の 200 人の待機者というのは、要介護でいくと 3 以上がどれぐらいあるのか。最初から 3 以上でないといけないという原則がやられると 200 人のうち、要介護 1、2 という人は、もう最初から入れないわけですけど、そういう数は具体的につかまれていますか。お尋ねします。

[健康福祉課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 森下健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 全体の 211 名のうち要介護度が 3、4、5の方が合計 125 名いらっしゃいます。

なお、先ほど町長のほうが答弁しました 211 名と、在宅その中で 84 名の方が待機されているということでございますが、その中でも特養の申し込みの段階で、各家庭の状況等も踏まえて緊急度、それぞれあります。必要性が高い方、必要性が低い方、必要性が乏しい方、それぞれありますが、それを含めての 211 名でございますので、その中で、在宅でなおかつ先ほど言われてました要介護度 3、4、5で、なおかつ入所の必要性が高い方は、現在、私どもが把握している人数でいきますと 13 名でございます。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 介護関係で、先ほど、質問の中で、②で町立朝霧園の施設充実を介護保険の項目の中に入れていたのは、正確には違いますので、町長が答弁されたように措置施設であるということで、養護老人ホームの介護保険ができたことによって、そういう高齢者の皆さんの入所施設が介護保険にほとんど移行していく中で、町立のそうした措置施設があるということは大事なことだと思いますし、その点については、今の現施設について改修が必要になってきているということで検討もされているということなんですけれど、これは第 6 期計画の中でも具体化する方向で書かれているのでしょうか。お尋ねします。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 先ほど、答弁させていただきましたように、朝霧園は介護保険制度に則った施設ではありませんので、介護保険制度とは別枠の中で、当然、検討をしているわけで、介護保険計画の中には全く関係はないということでもあります。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） そのとおりなので、二重にあれなんですけど、大規模な改修については、めどとしては、どういうふうにご考慮されておられるのでしょうか。できればお願いします。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） ただ介護保険制度とは違う制度の中で、養護老人ホームとしての役割、必要性というのは、当面これからもありますので、この朝霧園というのを施設としては、これからも運営を町としてもしていきたいというふうには、私は考えております。

ただ、改修と言っても、これまで施設かなりいろいろと修繕工事や、また増築したり改修工事を行ってきておまして、当初からそのままという形ではありません。防災面でもスプリンクラーも先般設置をしまして、そういう中で、今日、明日にというような緊急性という点からすれば、そう緊急性があるという認識は持っていないんですけれども、考えは持っていないんですけれども、また、これを改修するということになれば、今度は新たに建物を新築するという、施設をつくり直すということになりますので、場所の問題もあります。

現在のところに入所されている 50 名の入所者、この方の当然、改修期間 1 年なりありますので、それをどこかの施設にというわけに、なかなか難しいわけです。

だから、今の敷地からどこか新しい土地につくっていかなくちゃいけないという点もありますので、そういうことも含めて検討をしたい。

これにつきましては、やはり町としての全体の計画、医療・福祉、先ほど石堂議員からもご指摘がありました、やはり本来、こういう問題も基本的な問題として地方創生なり、町の当然、総合計画の中にきちっと位置づけをしている問題でありますから、そういう中で、その役割なり、これからの朝霧園としての必要性と役割りというものを明確に再度しながら、どういう施設にしていくかということも含めて、総合的に検討していきたいということでありまして、そんなに先の 20 年、30 年先の話ではないんですけれども、この計画の 5 年、10 年の中に、きっちりと位置づけをしていかなくちゃいけない問題ではないかというふうにご考慮しております。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 町立の朝霧園については、緊急性はそんなに感じてないんだということだったんですけれども、先ほど、ごちゃごちゃになったんですが、介護保険の場合は待機者があるということなんですけど、措置として必要な高齢者、元気な方もですけど、措置として入所が必要な人に入っていただく町立朝霧園の待機者言うたらあれですけど、町として、その状況として今現在入所されている方以上に要望はないんでしょうか。現時点の状況ですけど。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 森下健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 25年の決算の時にも主要な施策のところで報告させてもらいましたけど、定員50名の中で45名が3月末。それ以降につきましても、若干増減はしておりますが、定員50名の中で45名、46名。そして数名はショートステイ。緊急を要する場合の短期入所等の必要性もありますので、そのへんの枠も含めて、だいたい50名以内で定員50でございますので、ですから待機待ちの方は、今現在はいらっしゃいません。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） はい、分かりました。

介護保険とそれから先ほどの町全体の福祉、従来は介護保険ができるまでは、高齢者の皆さんについては措置制度という形で対応がされておりましたので、そういった点でも介護保険が主流にはなっているんですけど、措置の施設としても充実していただきたいということ。

それと、高齢者の問題については、現役の介護をする人、働きながら親の面倒を見ている人も増えて、これからも増えてくるであろうという予測もされている中で、高齢者の問題は、特に認知症の高齢者もドンドン増えてきており、ある市場では厚生労働省が調査した時点で、約462万人高齢者で、軽度の認知障害のある人が400万人と推定されるというのが、去年2012年時点での調査の結果ですけど、高齢者の3人から4人に1人は認知症か軽度認知障害という状況になっているという、そういう状況の中で徘徊であるとか、それから各界に衝撃のあった事故。その見守りが不十分であったからということで、賠償の判決が出るなど、衝撃的なこともありますし、認知症の高齢者の対応を家族任せにしているというような状況は放置できない社会問題にもなっていますので、そういった点も、いろいろと広く網羅して安心して住み続けられる町にさせていただくために、よろしく願いします。

私の質問を以上で終わります。

議長（石黒永剛君） 平岡君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めますので、これで本日の日程は終了します。

お諮りします。議事の都合上、明日19日から21日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと決めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、12月22日、月曜日、午前9時30分より再開します。

それでは、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

なお、本日、午後1時から1階町民ホールにおいて、1500日間交通死亡事故ゼロ記録達成表彰式と、その後、全員協議会を開催しますので、よろしくお願いいたします。御苦労さんでした。

午前11時53分 散会
